

令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

令和7年5月15日

独立行政法人自動車技術総合機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和6年度における独立行政法人自動車技術総合機構の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和6年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 令和6年度における環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている事項のうち、以下の契約において環境配慮契約を締結した。

（1）電気の供給を受ける契約

電気供給契約2件について、裾切り方式（注）による入札を行ったが、不調となったため令和6年4月～7月まで最終保障契約を締結した。また、令和6年8月～令和7年3月までは、裾切り方式（注）による入札を再度行い、契約を締結した。

（注）当該入札の申込者のうち、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況及び新エネルギー導入状況に係る数値をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの。

（2）自動車の購入等に係る契約

当機構では一般公用車を購入する際、購入価格及び環境性能を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式により調達している。令和6年度においては同調達方式により9台購入した。

総合評価落札方式以外では4台を購入したが、4台とも全て一般公用車とは異なり、実験・検証用に型式・年式等の仕様を考慮して取得する必要があるため、総合評価落札方式を採用しなかった。

船舶の調達に係る契約、省エネルギー改修事業に係る契約、建築物の設計に係る契約及び産業廃棄物の処理に係る契約については、該当する案件がなかった。